

雇用保険二事業助成金の整理表

雇用調整助成金の見直し

平成20年度

(百万円)

助成金名	20'予算額
雇用調整助成金	
雇用調整助成金	1,074
(事業概要) 景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行つた事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的とする。 ○ 助成率等 ・休業、教育訓練、出向に係る手当又は賃金の1／2(中小企業2／3)に相当する額 ○ 支給限度日数 ・3年間で150日	

平成20年度補正

(百万円)

助成金名	20'補正額
雇用調整助成金	
雇用調整助成金 (継続)	—
中小企業緊急雇用安定助成金(新規)	4,453
(事業概要) 原材料高等により事業活動に悪影響を受ける中小企業事業主の雇用維持の取組を支援するため、休業、教育訓練、出向に係る手当又は賃金に相当する額の助成金を支給する(雇用調整助成金の拡充)。 ○ 助成率等 ・休業、教育訓練、出向に係る手当又は賃金の4／5に相当する額 ○ 支給限度日数 ・3年間で200日	

特定求職者雇用開発助成金の見直し

平成20年度		(百万円)	平成20年度補正		(百万円)
助成金名	20'予算額		助成金名	20'補正額	
特定求職者雇用開発助成金			特定求職者雇用開発助成金		
特定就職困難者雇用開発助成金	24,900		→ 特定就職困難者雇用開発助成金	0	
(事業概要) 高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により雇い入れた事業主に助成を行うもの。			(見直し概要) 障害者を雇用する中小企業主に対する助成を拡充する。 イ 身体・知的障害者 60万円(1年間) → 90万円(1年6ヶ月) ロ 重度身体・知的障害者、45歳以上の身体・知的障害者、精神障害者 120万円(1年6ヶ月) → 160万円(2年) ハ イ・ロのうち短時間労働者 40万円(1年) → 60万円(1年6ヶ月)		制度要求
緊急就職支援者雇用開発助成金	168		→ 緊急就職支援者雇用開発助成金	—	
(事業概要) 厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化した」と認める場合や、雇用維持等地域の指定が行われた場合に、再就職援助計画対象者等(45歳以上60歳未満)を雇い入れる事業主に助成を行うもの。			(継続)		
～			→ 高年齢者雇用開発特別奨励金 (新規)	0	
			(事業概要) 65歳以上の求職者を公共職業安定所等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、1人につき50万円(中小企業事業主は60万円)を支給する。		制度要求

試行雇用奨励金の見直し

平成20年度		(百万円)	平成20年度補正		(百万円)
助成金名	20'予算額		助成金名	20'補正額	
試行雇用奨励金			試行雇用奨励金		
試行雇用奨励金 (事業概要) 以下に定める者であって、公共職業安定所長が安定した職業に就くことが若しく困難であると認める者について、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的として、3ヶ月以内の期間を定めて試行雇用(トライアル雇用)を実施した事業主に対して、対象者一人あたり月額4万円(最大3ヶ月)の奨励金を支給する。 ①45歳以上65歳未満の者 ②35歳未満の者 ③日雇労働者として雇用されることを常態とする者 ④季節的業務に従事する者(65歳未満の者に限る) ⑤住居喪失不安定就労者(安定した居住の場所を有せず、喫茶店その他の施設を主として起居の場所とし、不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している者をいう。)	5,494	→ 試行雇用奨励金 (見直し概要) ①「45歳以上65歳未満の者」→「45歳以上の者」(65歳以上の求職者を対象に加える。) ②「35歳未満の者」→「40歳未満の者」(35歳以上40歳未満の求職者を対象に加える。)	201		
若年者雇用促進特別奨励金 (事業概要) 正社員としての就業経験が少なく、就職が困難な年長フリーター(25歳~34歳のフリーター)について、トライアル雇用後に、常用雇用(期間の定めのない雇用契約)に移行した事業主に対して、30万円(25~29歳の者にあっては20万円)を支給(※)する。 ※雇用失業情勢の改善が弱い地域における支給額は1.5倍 ※常用雇用移行後、半年経過ごとに半額ずつ支給。 (注)平成21年度まで	140	→ 若年者等雇用促進特別奨励金 (見直し概要) ○支給対象年齢の拡大 ・25歳以上35歳未満 → 25歳以上40歳未満 ○有期実習型訓練修了後の常用雇用を支給対象に追加 ・トライアル雇用終了後の常用雇用のみ → 有期実習型訓練修了後の常用雇用も対象 ○中小企業に対する支給回数の増加による支給額の増額 ・30万円 → 中小企業の場合は45万円 (25歳~29歳の者:20万円 → 中小企業の場合は30万円) ※雇用失業情勢の改善が弱い地域における支給額は1.5倍 ※常用雇用移行後、中小企業の場合は半年経過ごとに1/3ずつ支給。 ○事業実施期間の延長 ・平成21年度まで(子ども・子育て応援プランの計画期間) → 平成22年度まで(新雇用戦略の計画期間)	21		

地域雇用開発助成金の見直し

平成20年度		(百万円)	平成20年度補正		(百万円)
助成金名	20'予算額		助成金名	20'補正額	
地域雇用開発助成金			地域雇用開発助成金		
地方再生中小企業創業助成金	510		廃止		
(事業概要) 雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において、法人等を設立とともに、1年以内に継続して雇用する労働者を雇い入れた中小企業事業主に対して、雇入れ規模に応じて創業経費の1/3及び雇い入れた労働者1人当たり30万円を助成。			(事業概要)		
			地域再生中小企業創業助成金(新規)	0	制度要求
			(事業概要) 雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において、当該地域の道県等が定める地域再生分野(雇用創出に資する重点産業分野)での創業により、雇用創出に取り組む事業主に対し、創業経費の一割合及び労働者の雇入れについて助成を行う。 ・8道県:創業経費の1/2、雇い入れた労働者1人当たり60万円 ・13県:創業経費の1/3、雇い入れた労働者1人当たり30万円 ※ 8道県(雇用情勢の改善の動きが特に弱い地域):北海道、青森、秋田、高知、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄 13県:岩手、宮城、山形、福島、奈良、和歌山、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀、熊本、大分		
			雇用創造先導的創業等奨励金(新規)	0	制度要求
			(事業概要) 地域雇用創造推進事業(パッケージ事業)を活用し地域の関係者が意欲的に雇用創出に向けた取り組みを実施している地域において、より効果的に雇用創出を図ることを目的に、地域求職者を雇い入れ、新たに地域の産業及び経済の活性化等に先導的な役割を果たす事業を開始する事業主に対し、事業を開始するための要した費用の2/3に相当する額を助成する。		

人材確保等支援助成金の見直し

平成20年度		(百万円)	平成20年度補正		(百万円)
助成金名	20'予算額		助成金名	20'補正額	
人材確保等支援助成金			人材確保等支援助成金		
			→ 介護未経験者確保等助成金(新規)	0	制度要求
			(事業概要) 介護関係業務の未経験者(新規学卒者を除く。)を被保険者(短時間労働者を除く。)として雇い入れた場合に助成。		
			○ 支給要件 ①雇用保険の適用事業の事業主であること。 ②介護関係業務に携わる事業主であること。 (他の事業と兼業していても差し支えない。) ③介護関係業務の未経験者(新規学卒者を除く。)を被保険者(短時間労働者を除く。)として雇い入れた事業主であること(ただし、1事業主につき3人まで。)。		
			○ 助成率等 ・雇い入れられた者が1年以上定着した場合に、未経験者1人につき50万円(ただし、1事業主につき3人まで) ・なお、1年間の助成対象期間を6ヶ月ごとに区分し、25万円ずつ支給する。		